

第30回藤岡さくら祭り出店要領

(1) 出店日時

令和6年3月31日（日） 午前9時～午後4時

(2) 出店場所

栃木市藤岡渡良瀬運動公園イベント会場

(3) 搬入搬出時間

搬入時間 午前8時～9時

搬出時間 午後4時～5時

※主催者より時間の変更があった場合は、それに従っていただきます。

(4) 出店資格

第30回藤岡さくら祭り開催概要の趣旨に賛同し、主催者が適当と認めた団体または個人。但し、募集は10店舗程度を上限とし、申込み多数の場合は、市内会員である出店者を優先とした上で、当観光協会支部にて選考いたします。

(5) 出店区画及び出店料

出店区画 1区画あたり間口5.4m×奥行3.6mです。(※1店舗1区画)

※移動販売車での出店の場合は、1台のみです。

※来場者の通行の妨げになるため、出店テントの区画外や移動販売車の周辺に、持参した簡易テントや机、イスなどを出すことはできません。また、移動販売車での営業許可が出ていない食品を車外で調理販売することはできません。

出店料金 1区画 5,000円

※レンタル料にはテント(3間×2間)1張、机2脚、イス4脚が含まれます。

※テント、机、イスが不要な場合も、出店料金は同額となります。

○出店料は、出店者会議の受付の際に納入願います。

なお、出店者会議に欠席される場合は、会議までに当観光協会支部事務局（藤岡地域づくり推進課内）に届けるか、下記のいずれかの口座に振り込みをお願いします。

※振込手数料は、出店者様ご負担にてお願いいたします。

①足利銀行 藤岡支店 普通預金 5029259

②栃木信用金庫 藤岡支店 普通預金 0188095

【口座名義】一般社団法人栃木市観光協会藤岡支部

支部長 伊藤邦夫（イワキオ）

(6) 食品販売

保健所への臨時出店の届出は主催者が行うものとします。出店申込の際に提出された取扱食品概要書に記載した食品以外は販売しないでください。なお、届出の際、保健所より指導があった場合は、必ず対応をお願いします。

(7) 申し込み方法及び必要書類

下記書類に必要事項記入の上、期限内に提出してください。

- ・ 出店申込書
- ・ 取扱食品概要書（食品を提供する場合、消火器及び手指消毒液を明示すること）
※具体的に調理方法及び販売方法を記載してください。
- ・ 営業許可証の写し（許可を有する場合）

(9) 申込受付期間

令和6年2月26日（月）午後5時まで（厳守）

(10) 出店条件

この規定に定める事項に違反した場合や主催者、保健所、消防署等からの指示に従わない場合、出店を取りやめていただく場合があります。また、提出された出店申込書の内容によっては、出店が承認されない場合があります。

(11) 出店契約

出店申込が主催者により承認された時点で成立したものとします。

(12) 出店場所の決定

出店者会議で抽選により決定します。欠席した場合は主催者一任とします。

(13) 出店取消

出店者の都合による3月18日（月）午後5時以降の取消の場合は、出店料の返還はいたしません。

(14) 権利譲渡

出店者の権利譲渡は、これを禁止します。

(15) 出店管理

出店テントにおける物品管理は、出店者が行うこと。盗難等の責任は負いかねます。

(16) ゴミ処理

出店に伴い発生したゴミ（販売した物を含む）は、必ず出店者の責任において各自持ち帰り処分をすること。主催者によるゴミの回収は行いません。

上記事項が守られない場合は、次回からの出店をお断りさせていただきます。

(17) 開催中止

天候等の状況により本催事が中止になった場合は、中止による損害の責任は主催者では負いません。

(18) 肖像権

本催事における肖像権は全て主催者にあるものとします。

(19) 免責

出店者が会場で販売・提供したサービスや商品等に関する苦情・トラブル等は出店者側が処理すること。また、食中毒や調理過程・サービス提供中に来場者にケガを負わせる等の事故が発生した場合、主催者は一切責任を負いません。

(20) 火気の使用について

イベントにおいてガソリンを燃料とした発電機の使用は原則禁止しますが、やむを得ず使用する場合は、消火器の設置が必要となりますので、消火器を必ず持参してください。プロパンガス、炭などを使用する場合も同様です。消火器の用意がない場合、当日であっても出店をお断りします。

ガスコンロ、カセットコンロを使用する場合は、周囲の可燃物を撤去し、コンロの周りを不燃性の物（アルミ板等）で覆いコンロの下には必ず不燃性の板等を敷いてください。プロパンガスはボンベからの分岐の際に元栓が閉められるものを使用し、倒れないように柱等に結ぶなど固定してください。

出店当日は消防署による点検があります。

(21) その他

本規定に定めなき事項が発生した場合は、その対策は主催者が決定できるものとし、出店者は速やかにその対策に従って頂くものとします。

問い合わせ・申し込み先

(一社)栃木市観光協会藤岡支部事務局

(藤岡総合支所藤岡地域づくり推進課内)

担当：小野、田中

TEL 0282-62-0900 FAX 0282-62-4625

MAIL : f-chiiki@city.tochigi.lg.jp